

＜基本テキストの使い方＞

重要度★★★

本文の各項目には重要度として★★★・★★・★が付してあります。

重要度のランクに関わらず、本文部分は行政書士試験合格のために必要十分な情報を掲載しています。ただ、より効率的に学習するための指針として、学習の優先順位が高いものから、★★★→★★→★としてランク付けをしています。

- ★★★ — もっとも基本的・基礎的な項目、過去頻出の項目、他の学習項目の理解の前提となる項目です。★★★項目を最優先して、徹底的に理解し、覚えていきましょう。
- ★★ — ★★★と同じく、行政書士試験合格のためには十分に理解しておかなければならない項目です。
- ★ — 優先順位の高い★★★・★★の学習を十分に行った後、さらに行政書士試験合格を確実にするために押さえておくべき項目です。

❖条文チェック！

条文は、法律学習の出発点です。行政書士試験でも、条文からの出題が中心となります。したがって、条文を把握し、理解することが、行政書士試験合格のための根幹となります。基本テキストに抜粋してある条文はいずれも行政書士試験攻略において欠かすことのできない重要条文ですから、しっかり読んで理解しましょう。

📖判例を読む

行政書士試験では、条文とともに判例の知識・理解を問う問題も出題されます。したがって、判例の理解も必要です。判例には学習の目安となるよう重要度をAランク～Cランクで表示しています。

◆**事案の概要**では、事件の経過や訴えの内容が具体的に書かれていますが、基本テキストでは少し簡略化したものとしています。

◆**法律関係図**は、登場人物の関係を図示しています。

◆**争点**では、その事件では、どのような法律的問題が生じたのかを指摘しています。

⇒**判旨**では、その争点に対して、実際に裁判所が下した判断を掲載しています。

基本テキストに掲載されている判例は、行政書士試験を攻略するために理解しておかなければならない重要判例です。行政書士試験を攻略するために特に重要なポイントを抜粋していますので、判例の重要部分を効果的にインプットしてください。判例を読むことは、本試験で問題文を読む力を養うことにもなりますので、何度も読み返してください。

* 用語解説

法律の学習においては、法律専門用語など、日常聞きなれない言葉が多く出てきます。これらの法律用語の意味を押さえないと、法律文書の意味を正確に理解することはできません。そこで、効率的に法律学習を進めて頂くため、法律の学習に必要な重要用語・概念を、その都度分かりやすく説明しています。

📖 [O-O]

行政書士試験の過去の出題が一目でわかるように、出題履歴を明示しています。憲法・基礎法学の基本テキストには、現在の試験制度となった平成18年度以降の過去問の出題履歴が掲載されています（令和3年度試験の出題履歴の掲載はありません）。

行政書士試験を攻略するには、過去問で出題されているところを重点的に学習しておくことが重要です。この記号で、過去問の出題履歴がわかりますので、過去、何度も問われているところの知識を確実にしていきましょう。「過去問集」に掲載されていないものもありますが、掲載されている問題については、必ず問題を解いておいてください。そうすることで、重要ポイントをより効率的に獲得することができます。

（例） [18-7] → 平成18年・問題7 で出題。

■ 図表で整理

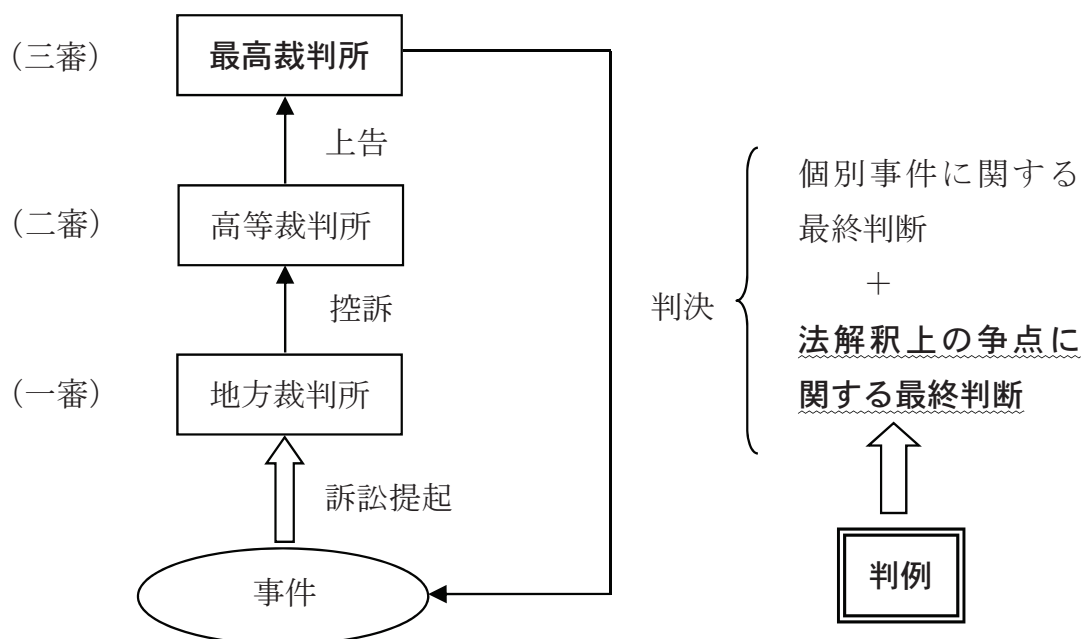
重要ポイントをわかりやすく図表で整理しています。本文の内容を整理、再確認して、理解の度合いを深めてください。

※判例とは

最高裁判所が判決や決定などの形で示した法的な判断の中で規範となる部分を指しますが、広い意味では、下級裁判所の裁判例もあわせて判例と呼ぶこともあります。

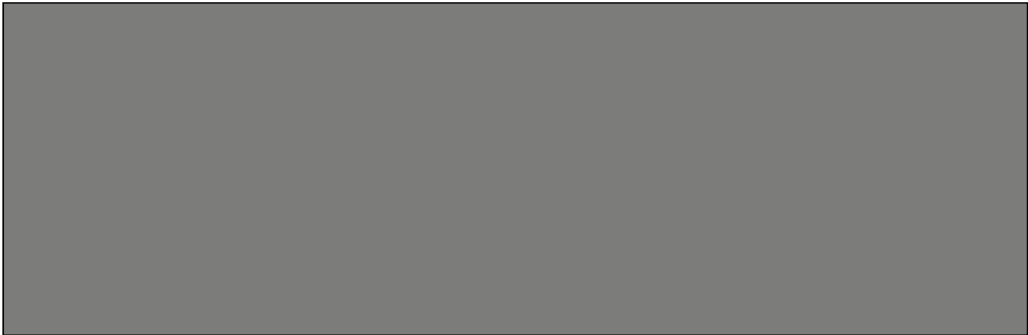
条文の抽象的な文言の意味や具体的事例における当該規定の適用の可否などは条文だけではわからないことも多く、具体的な事件の解決を通じて、裁判所が判断をします。最高裁判所で出された判断は、「判例」としてその後の法解釈に決定的役割を果たします。

【判例とは】





憲 法



学習の手引き

1 出題傾向

出題傾向が変わった平成18年以降、5肢択一式問題5問、多肢選択式問題1問の計6問という出題数となっています。今後も、出題数の大幅な変動はないと思われます。

出題内容としては、条文問題・判例問題が中心です。出題分野は、平均的傾向としては、憲法総論分野から1問、人権分野から2～3問、統治分野から2～3問と、バランスのよい出題となっています。出題レベルは、基本的な条文・判例が問われていますので、基本的な条文・判例を丁寧に押さえていくことが必須です。

2 戦略的学習法

上記の出題傾向に対応するには、まずは、条文の意味を正確に理解することです。条文を知識として暗記するのではなく、条文が、日本の統治システムの中でどのような意味をもっているのかを押さえます。次に判例を押さえる必要があります。判例は、結論のみを押さえるだけではなく、具体的にどのような事案で問題となった判例なのかを押さえておきましょう。事例を押さえることで、効果的に判例学習をすることができます。また、知識相互の横断的な理解が問われることもありますので、条文や判例相互の関連性にも意識して学習をすすめるようにしましょう。

(人権分野)

条文数は少なく、条文自体も単純なのですが、判例が多いのが特徴です。そのため、人権の学習方法は、①憲法の条文で規定されている人権の内容をまず押さえ、②それぞれの人権で問題となった判例を理解し、③アウトプットの練習をしながら、知識を定着させるということになります。

そのための手順として、まず、①条文を読み、どのような権利が保障されているのか、人権の内容を具体的に押さえましょう。基本テキストに書かれている人権の具体的な内容が分かるようになるまで、徹底的に理解します。

つぎに、②各人権で問題となっている点を押さえ（これを争点・論点と呼びます）、問題点に対して判例がどのように解釈・判断したのかを押さえます。重要ポイントは、太字になっていますから、太字に注意しながら理解しましょう。

さらに、③ミニテスト・過去問を順次解いていきます。学習進度に合わせて、問題を解き、知識の定着を図ったうえで、総仕上げとして科目別答練で力だめしです。科目別答練で知識の穴を発見して、その穴を埋めるために、間違えたところは、基本テキスト、ミニテスト、過去問で知識を再確認して、正確な知識の再度の定着を図っていきます。最後に本試験形式の答練を受けて、本試験での対応を身につけます。

(統治機構)

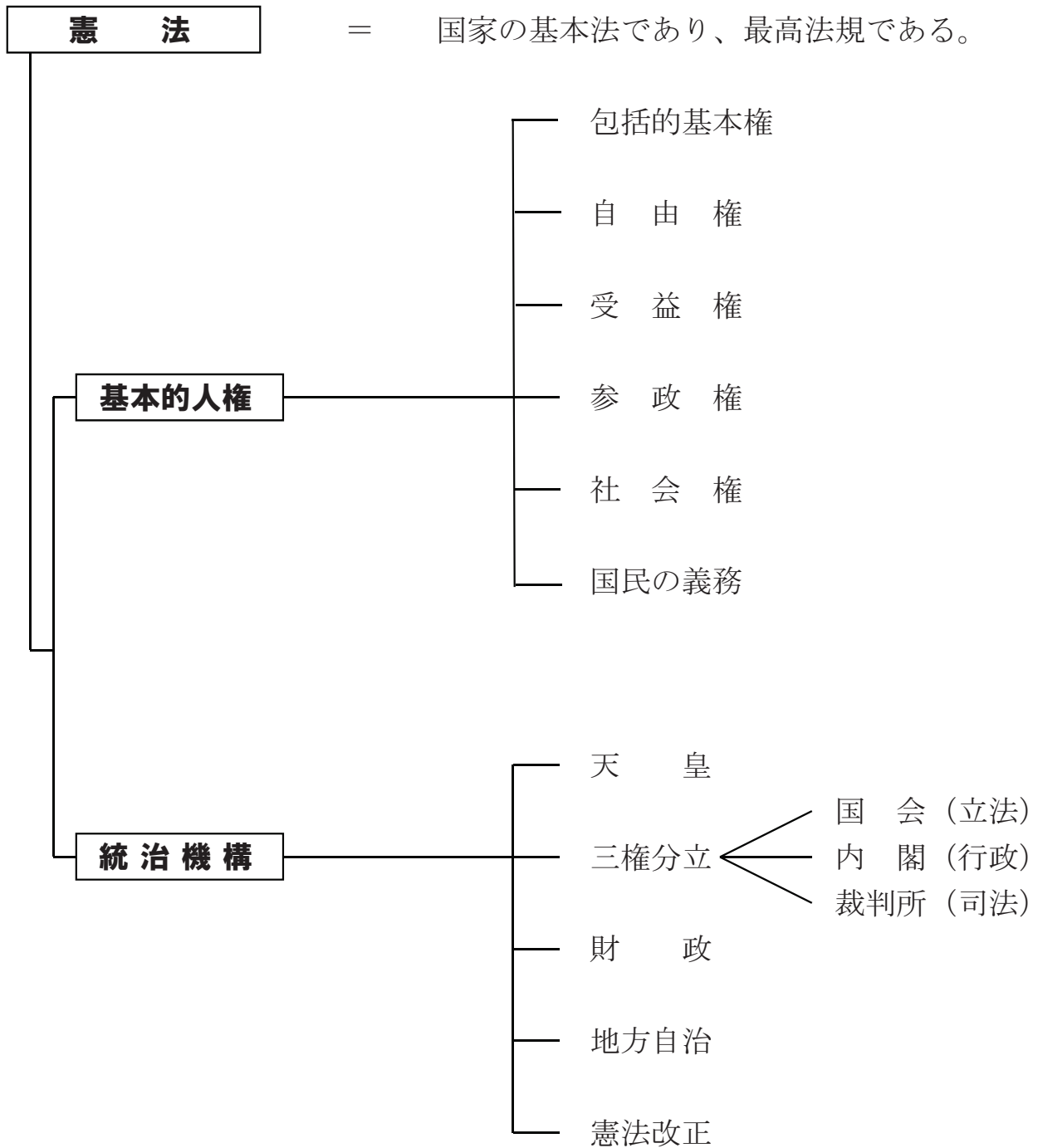
条文からの出題が中心です。統治機構の条文には、統治のシステムが規定されていますから、そのシステムを覚えることになります。

そのため、統治機構の学習方法は、①統治機構の条文を覚え（インプット）、②アウトプットの練習をしながら、知識を定着させることが中心となります。アウトプットの方法は、人権分野と同じく、ミニテスト・過去問→科目別答練→間違えたところは、基本テキスト、ミニテスト、過去問で知識を再確認の繰り返しです。

(憲法の得点の目安)

学習しなければならない分量は多くはありませんし、また、基本講義では最初に学習しますから、時間的な余裕もあります。そこで、憲法では、**70%から80%の正解率を目指します。**

憲法の全体構造



第1編

総論

学習の指針

現在の日本国憲法は、補則を含めると103条から成る成文憲法です。しかし、同じ成文法の民法や商法などと異なり、「国の最高法規」という位置づけがなされています。

この編では、最高法規である日本国憲法の成立過程、そして憲法を貫く基本原理、これを示した前文の内容について学んでいきます。

第1章

日本国憲法の成立

重要度★

1945年8月、わが国は、ポツダム宣言を受諾して、連合国に降伏しました。ポツダム宣言は、軍国主義の除去、民主主義的傾向の復活強化など、わが国に根本的な改革を求めるものだったため、大日本帝国憲法を改正する必要が生じました。

政府は、憲法問題調査委員会を設置して、憲法改正案の作成を行いました。しかし、政府原案（松本案）の内容が、天皇が統治権を総攬するという大日本帝国憲法と大差のない、不十分なものであったため、政府は、連合国軍総司令部（GHQ）が提示した憲法草案（マッカーサー草案）を基に、新たな改正案を作成して、帝国議会に提出しました。帝国議会は、この案に生存権の規定を追加したり、国民主権を明確化するなどの若干の修正を加えて可決しました。こうして成立した日本国憲法は、1946年11月3日に公布※、翌年5月3日から施行※されました。

このように、日本国憲法は、大日本帝国憲法を改正する形で制定されています。

※公布—成立した法令の内容を広く一般に周知させるため公示する行為。施行のための要件。公布の方法は官報（国が一般に告知するための機関紙）で行います（最大判昭32. 12. 28）。

※施行—法令の規定の効力を一般的に発動させ、作用させること。

第2章

憲法の意味

1. 憲法の意味

重要度★

②[29-7]

1 実質的意味の憲法と形式的意味の憲法

固有の意味の憲法や近代の意味の憲法（立憲の意味の憲法）のように、内容に着目した憲法概念が「実質的意味の憲法」です。

これに対して、実質的意味の憲法が成文化され、「憲法」という法典に収められたものが「形式的意味の憲法」です。日本の場合、「日本国憲法」がこれにあたります。江戸時代以前にも日本には「実質的意味の憲法」として「固有の意味の憲法」はありましたが、「形式的意味の憲法」は「大日本帝国憲法」が初めてです。また、「イギリスは不文憲法の国である。」といわれますが、これは、「実質的意味の憲法はあるが形式的意味の憲法はない。」ということを意味します。

2 実質的意味の憲法の分類

(1) 固有の意味の憲法

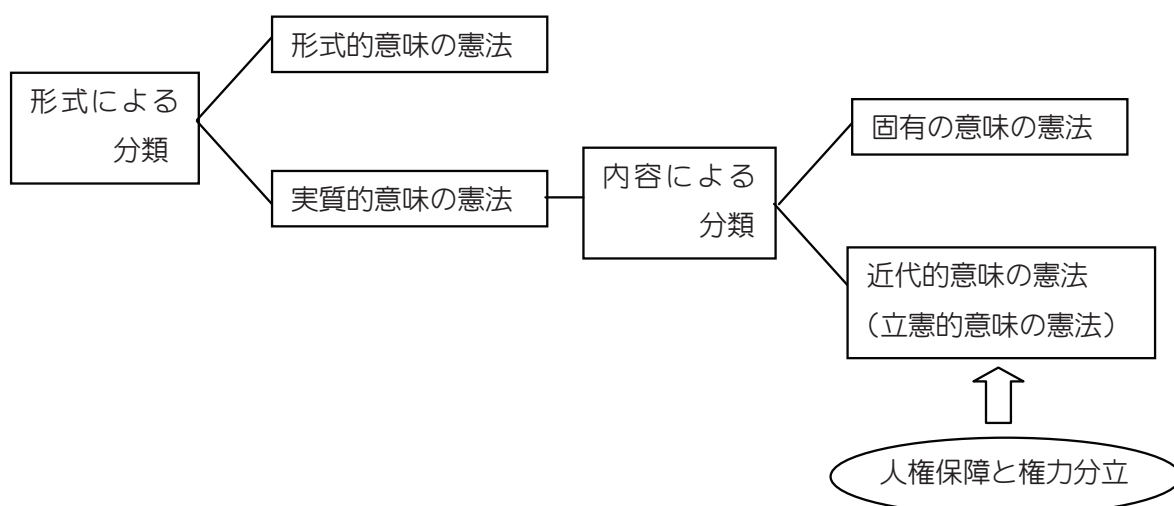
統治の基本法が「憲法」です。統治とは、「国家・国民を治めること」をいい、その基本となる法規範が憲法です。基礎法とか根本法などともいわれ、これを「固有の意味の憲法」といいます。国家が存在する以上、いつの時代でもどの国にもこの意味の憲法は存在します。

(2) 近代の意味の憲法（立憲の意味の憲法）

近代に入り、特に18世紀末の市民革命以降に形成された、立憲主義の内容を取り入れた憲法を「近代の意味の憲法（立憲の意味の憲法）」といいます。**立憲主義**とは、権力を制限して、自由を中心とする国民の権利を保障しようとするもので、権力分立制と基本的人権の尊重をその要素として含むとされています。

フランス人権宣言は、その16条で、「権利の保障が確保されず、また、権力の分立が規定されていない社会は、すべて憲法をもつものではない。」と規定しています。これは、「近代の意味の憲法（立憲の意味の憲法）」こそが「憲法」であるとの宣言といえます。

■ 図表で整理【憲法の意味】



① 「形式的意味の憲法」と「実質的意味の憲法」の違い

→形式上「憲法」と呼ばれている法典があるか否かの違いです。

② 「固有の意味の憲法」と「近代的意味の憲法（立憲的意味の憲法）」の違い

→人権保障と権力分立(立憲主義)を内容としているか否かの違いです。

※日本国憲法は、形式的意味の憲法で、かつ、実質的意味の憲法です。また、固有の意味の憲法で、かつ、近代的意味の憲法（立憲的意味の憲法）でもあります。これらは相互に排他的な関係にはありませんので注意しましょう。

2. 現代憲法の特徴

重要度★

近代的意味の憲法（立憲的意味の憲法）は、各個人の自由を基本とし、自由の制限は必要最小限であるべき、つまり、国家はできるだけ消極的な存在であるべきとの「消極国家」の考えに立っていました。しかし、現代では、積極国家（社会国家）という形に変容しています。

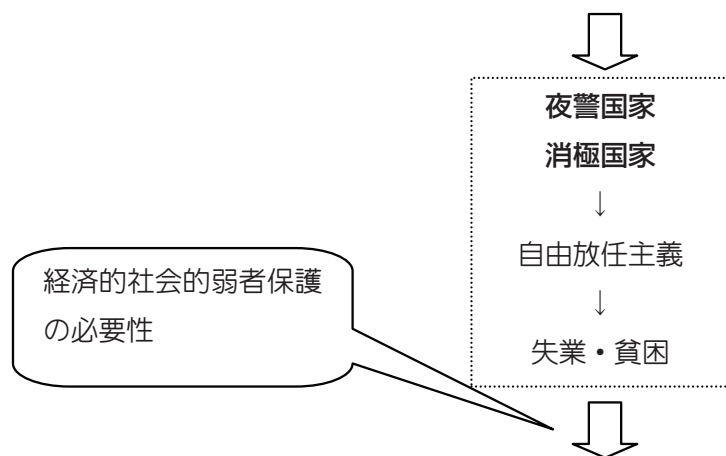
自由を中心とした政治・経済により社会は発展しましたが、貧富の格差が生じ、それが拡大しました。そこで、弱者の救済をはかる「社会権」を多くの憲法が取り入れました。考え方自体は、第一次世界大戦後のドイツのワイマール憲法（1919年）で既に現れていましたが、これを第二次世界大戦後多くの国が取り入れました。

弱者救済に国家が関与することは、それまでの消極国家と異なって、国家の積極的な活動が必要となります。社会全体の調和などを考え、国家が積極的に関与しますから、「積極国家（社会国家）」とも言われます。

■ 図表で整理【消極国家から積極国家へ】

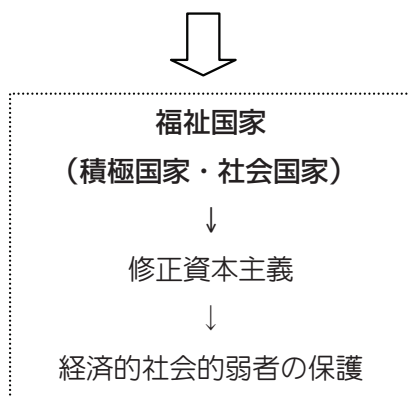
(市民革命以後18・19世紀)

自由権の保障 → 国家の不介入 → 国家からの自由



(20世紀以降)

国家による自由 ← 国家の介入 ← 社会権の保障



3. 日本国憲法の特徴

重要度★★

②[26-7、29-7]

憲法は、①自由の基礎法、②制限規範、③最高法規という3つの特徴があります。

1 自由の基礎法

憲法制定の目的は、国民の自由が国家権力によって不当に制限されないように、その自由を保障することです。したがって、憲法は、**国民の自由の保障を基礎づける「自由の基礎法」**としての特徴をもっています。

2 制限規範

憲法が自由の基礎法として国民の自由を守るため、その自由を侵害する可能性の高い存在である国家権力が暴走しないように抑制（制限）していく、**国家権力を制限する法（制限規範）**として働くことになります。

3

最高法規

憲法によって、すべての国家権力を制限し、歯止めをかけていくためには、**憲法の効力が他の法規範に優越し、わが国の法体系において最上位にあるとする性質**を持たせなければなりません。この性質のことを憲法の「**最高法規**」性とよびます。その結果、憲法に反する法規範は無効とされることになります。

❖ 条文チェック！

＜第98条〔最高法規〕＞

1 項

この**憲法は、国の最高法規**であつて、その条規に反する法律、命令※、詔勅※及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

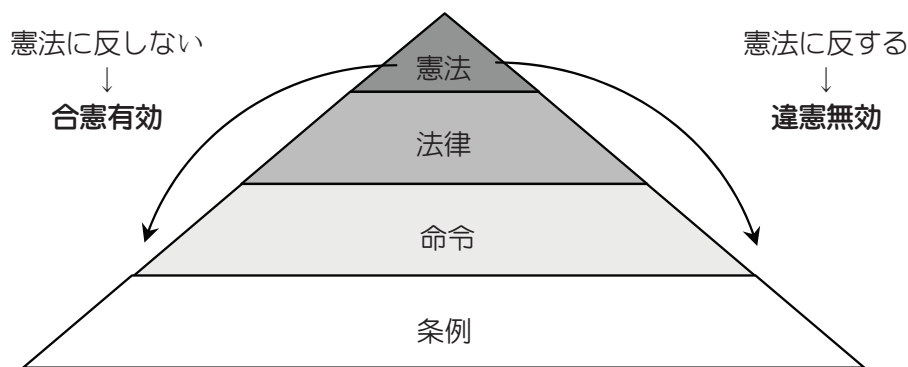
最高法規とは、国法秩序において最も強い形式的効力をもつことです。

わが国に存在する法規範には、各種の名称が付され、憲法以外には、法律、命令、条例という名称をもった法規範があります。これらの法規範の間にはそれぞれ上下関係があり、段階構造をもっています。これを指して国法秩序とよびます。

「憲法 → 法律 → 命令 → 条例」の順序で効力が弱くなるとされ、下位の法は上位の法に反することはできません※。

そして、法体系の中で最上位にある憲法に反することを**違憲**、憲法に合致していることを**合憲**といいます。

■ 図表で整理【国法形式の段階構造】



❖ 条文チェック！

＜第99条〔憲法尊重擁護の義務〕＞

天皇又は摂政※及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の**公務員**は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

憲法尊重擁護義務は、公務員等に課せられたもので、国民には明文上課せられていません。

※命令—国の行政機関が制定する法規範の総称。

※詔勅—天皇の文書による行為の総称。政治的宣言にとどまらず、憲法の一部をなし、本文と同じ法規範性を有すると一般に解されています。

※条約と憲法の優劣関係については、憲法が条約に優位すると解されています。条約が国内法として憲法より強い効力を有するものではありません。

※摂政—天皇が自ら国事行為を行うことができない場合（天皇が成年に達しないときや、精神や身体の重患または重大な事故があるとき）に、天皇の権能を代行するもの。

第3章

憲法の基本原理

1. 前文

重要度★★

●[29-7]

憲法前文※に、憲法制定の由来、目的などが書かれています。その中で、日本国憲法の基本原理、①基本的人権の尊重、②国民主権、③平和主義を宣言しています。

◆条文チェック！

〈前 文〉

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに**主権が国民に存する**ことを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、**自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする**各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

※前文の法的性質—政治的宣言にとどまらず、憲法の一部をなし、本文と同じ法規範性を有すると一般に解されています。

第1項——代表民主制（間接民主制）・平和主義・基本的人権の尊重・国民主権

第2項——平和主義・平和的生存権（「平和のうちに生存する権利」）

第3項——国際協調主義

第4項——宣誓

という4項から構成されています。

2. 国民主権

重要度★

国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威が国民に存する(前文、1条)、つまり、国民が政治の主役である、ということです。

「主権」という言葉は、①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権という、3つの意味で用いられます。

①**国家の統治権**とは、国家が有する支配権を包括的に示すもの、国家権力そのものを指します。立法権・行政権・司法権の総称です。

②**国家権力の最高独立性**とは、国家権力が、国内にあっては最高の存在であり、国外に対しては独立した存在であることを指します。「国内にあっては最高」の部分は現在においてはあまり意味をもっていませんが、「国外に対しては独立」の部分は、現代においても他国からの内政干渉をはねのける場合の論理として用いられます。

③**国政の最高決定権**とは、国政のあり方を最終的に決定する力または権威のことを指します。国民主権はこの意味で用いられます。

■図表で整理【「主権」の概念】

主権の概念	意 味	具 体 例
① 国家の統治権	国家が有する支配権を包括的に示すもの、国家権力そのもの。	「国権」(41条) 「日本国ノ主権ハ、本州、北海道、九州及四国……二局限セラルベシ。」(ポツダム宣言8項)
② 国家権力の最高独立性	国内にあっては最高、国外に対しては独立。	「自国の主権を維持し」(前文3項)
③ 国政の最高決定権	国政のあり方を最終的に決定する力、権威。	「ここに主権が国民に存することを宣言し」(前文1項) 「主権の存する日本国民の総意」(1条)

3. 基本的人権の尊重

重要度★

基本的人権とは、人間であることにより当然に有するとされる権利(自然権、前国家的・前憲法的権利)です(11条、97条)。

❖条文チェック！

＜第11条〔基本的人権の享有〕＞

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

❖条文チェック！

＜第97条〔基本的人権の本質〕＞

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

4. 平和主義

重要度★

第二次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省に基づいて、戦争の放棄を宣言している（前文、9条）。

❖条文チェック！

＜第9条〔平和主義〕＞

1 項

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

《MEMO》

第2編

基本的人権

学習の指針

この編では、基本原理のうちの「基本的人権の尊重」を具体的に示した各人権について学んでいきます。

復習の際には、日本国憲法の「第3章 国民の権利及び義務」を参照してください。そして、実際の試験対策としては、最高裁判所の判断である「判例」をしっかりと学習しておきましょう。

第1章 人権の主体

1. 日本国民

重要度★

❖条文チェック！

<第10条〔国民の要件〕>

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

人権について規定している日本国憲法第3章の表題は「国民の権利及び義務」となっていますので、人権は日本国民に保障されているといえます。「日本国民の要件」（日本国民とは誰なのか）については、10条に基づいて国会の制定する法律で定められます。具体的には、国籍法が定めています。

2. 外国人の人権

重要度★★★

⑧[18-6、23-4、27-3、29-3]

条文上は明らかなではありませんが、**外国人にも権利の性質上適用可能な人権規定は保障されているとするのが判例です**し、一般的な考え方（通説）です。

人権は前国家的・前憲法的なものとされていますし、憲法は国際協調主義を採用し、また、人権の国際化の傾向が顕著にみられるようになったことから、このように考えられています。

では、外国人にはどのような権利が保障されるのでしょうか。それは、当該権利の性質によって判断されることになります。たとえば、表現の自由は外国人にも保障されますが、選挙権は外国人には保障されない権利といえます。

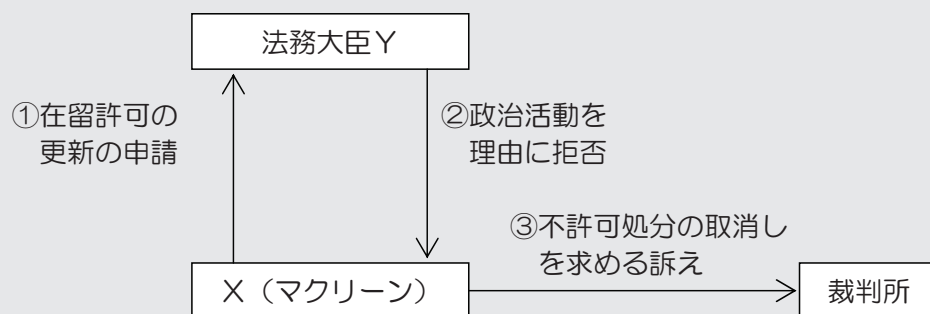
📖判例を読む

マクリーン事件（最大判昭53.10.4） 重要度A

◆事案の概要

アメリカ人X（マクリーン氏）は、1年の在留許可を受けて日本に滞在していたが、在留期間中に戦争反対運動などの政治活動に参加したこと等を理由に、法務大臣Yから在留期間の更新を拒否されたため、XがYの不許可処分の取消しを求める訴えを提起した事件。

◆法律関係図



◆争点1 外国人にはいかなる人権が保障されるか。

⇒判旨

「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、**権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきで……ある。**」

◆争点2 外国人に政治的活動の自由は保障されるか。

⇒判旨

「政治活動の自由についても、**わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でない**と解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。」

◆争点3 外国人に入国の自由、在留の権利は保障されるか。

⇒判旨

「外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもない。」

森川キャサリン事件（最判平4. 11. 16） 重要度B

◆事案の概要

日本人と結婚したアメリカ人X（森川キャサリン）は、韓国旅行の計画を立て、再入国許可申請をしたところ、外国人登録法に基づく指紋押なつ拒否を理由に、法務大臣Yが不許可としたため、XはYの不許可処分の取消しと国家賠償を求める訴えを提起した事件。

◆争点 外国人に再入国の自由は保障されるか。

⇒判旨

「我が国に在留する外国人は、憲法上、**外国へ一時旅行する自由を保障されているものでないことは、過去の判例の趣旨に徴して明らかである。**したがって、外国人の再入国の自由は、憲法22条により保障されないとした原審の判断は、正当として是認できる。」

外国人指紋押なつ拒否事件（最判平7. 12. 15） 重要度 A

◆事案の概要

日系アメリカ人が、外国人登録原票、登録証明書等に指紋の押なつをしなかったため、旧外国人登録法に違反したとして起訴された事件。

◆争点1 指紋押なつを強制されない自由は、憲法13条で保障されるか。

⇒判旨

「個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条（憲法13条）の趣旨に反して許され」ない。

◆争点2 指紋押なつを強制されない自由は外国人にも保障されるか。

⇒判旨

「右の自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及び……。しかしながら、右の自由も、……公共の福祉のため必要がある場合には相当の制限を受ける……。」

定住外国人の選挙権（最判平7. 2. 28） 重要度 A

◆事案の概要

在日韓国人Xらは、選挙人名簿に未登録であることを不当として、選挙管理委員会Yらに異議を申し出たが却下の決定をうけました。そこでXらはこの決定の取消訴訟を提起した事件。

◆争点1 外国人に選挙権は保障されるか。

⇒判旨

「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」

◆争点2 憲法93条2項※にいう「住民」に外国人は含まれるか。

⇒判旨

「憲法93条2項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものである」ということはできない。」

◆争点3 定住外国人に法律をもって地方選挙権を付与することは許されるか。

⇒判旨

「憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、……我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、……法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。」

※93条2項－地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

■ 図表で整理【外国人の選挙権の保障】

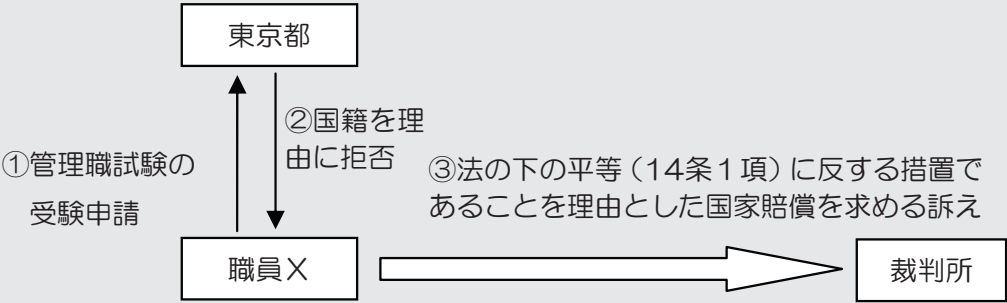
	国政選挙権	地方選挙権
外国人に保障されるか？	されない	されない
外国人に付与できるか？	不可	可

外国人職員昇任試験拒否訴訟（最大判平17.1.26） 重要度B

◆ 事案の概要

日本国籍を有しない東京都職員Xは、日本国籍を要件とする管理職選考試験を受験しようとしたが、日本国籍を有しないことを理由に拒否されました。そこで、Xは東京都に対して国家賠償を求める訴えを提起した事件。

◆ 法律関係図



◆ 争点1 外国人に公権力行使等地方公務員に就任する権利は保障されるか。

⇒ 判旨

「(条例*等の定めるところにより)普通地方公共団体が職員に採用した在留外国人の処遇につき合理的な理由に基づいて日本国民と異なる取扱いをすることまで許されないとするものではない。……合理的な理由に基づくものである限り、憲法14条1項に違反するものでもない。……原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されている」

◆ 争点2 外国人は公権力行使等地方公務員に就任できないとする措置は、憲法14条1項に反しないか。

⇒ 判旨

「普通地方公共団体が上記のような管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、上記の措置は、労働基準法3条にも、憲法14条1項にも違反するものではない。」

※ 条例－地方公共団体（都道府県・市町村など）の議会が制定する決まり。

塩見訴訟（最判平元. 3. 2） 重要度B

◆事案の概要

韓国籍Xは、子どもの頃のはしかにより失明し、国民年金法（81年改正前）別表1級に該当する状態にありました。その後、Xは、日本国籍を取得し、大阪府知事に対して国民年金法81条1項の障害福祉年金受給請求を行いました。同法56条1項但書により、廃疾認定日に国民でなかったことを理由に請求を却下されたので、処分の取消しを求めた事件。

◆争点 外国人に対して社会権はどのように保障されるか。

⇒判旨

「社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は特別の条約の存しない限り、……その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきことと解される。」

3. 法人の人権

重要度★

●[29-3]

自然人※でない法人※にも権利の性質上可能な限り人権規定は適用されます。法人の活動は自然人を通じて行われ、その効果が究極的に自然人に帰属しますし、法人は現代社会において1つの社会的実体として重要な活動をしているからです。たとえば、表現の自由は法人にも保障されますが、選挙権は法人には保障されない権利といえます。

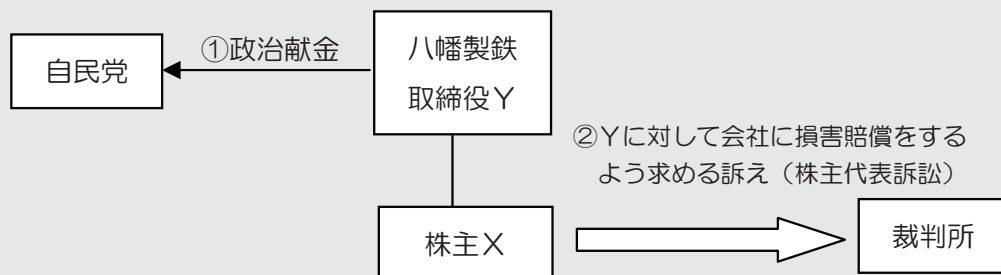
判例を読む……………

八幡製鉄事件（最大判昭45. 6. 24） 重要度A

◆事案の概要

八幡製鉄株式会社の取締役Yが会社名義で自民党に政治献金をした。そこで、これに不満のある株主Xらは、Yらに対し、会社が被った損害を会社に支払うよう求めて株主代表訴訟を提起した。

◆法律関係図



※自然人－権利義務の主体である個人（人間）のこと。

※法人－自然人以外のもの、権利義務の主体となることが法律によって認められたもの（ex. 会社、社団法人、財団法人、行政書士会）。

◆争点1 法人にも人権は保障されるか。

⇒判旨

「憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきである……。」

◆争点2 会社に政治的行為の自由は保障されるか。

⇒判旨

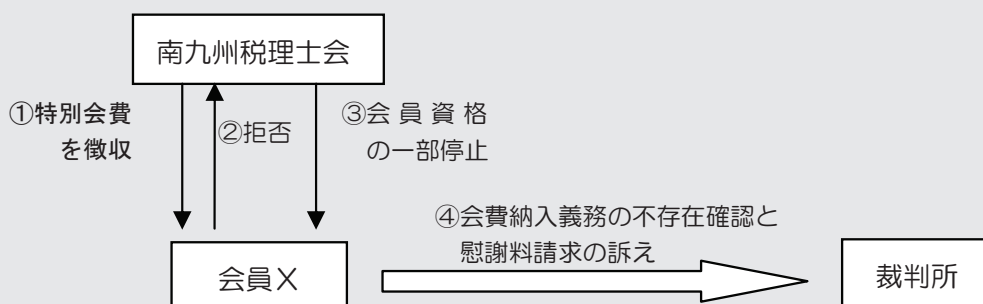
「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの**政治的行為をなす自由を有する**のである。**政治資金の寄附もまさにその自由の一環**であり、……自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。」

南九州税理士会政治献金事件（最判平8.3.19） 重要度B

◆事案の概要

南九州税理士会は、税理士法改正運動のために政治団体に寄付する資金として、会員から特別会費を徴収する決議を行ったが、会員Xらはこの会費を納入しなかった。その後、Xらは、会の役員選挙の選挙権を剥奪されたため、特別会費納入義務の不存在確認と慰謝料の支払いを求めて訴えを提起した。

◆法律関係図



◆争点 強制加入団体※が会員に政治献金のための協力義務を課すことは、会員の思想・良心の自由を侵害し、政治献金は強制加入団体である税理士会の目的の範囲外の行為ではないか。

⇒判旨

「法が**税理士会を強制加入**の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が……決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。……税理士会が、……多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付け……政党など規正法上の**政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、……税理士会の目的の範囲外の行為**といわざるを得ない。」

※強制加入団体—行政書士会や税理士会のように、法律の規定によりその資格や業務を行うために加入が義務付けられている団体。

■ 図表で整理【法人の政治活動（政治献金）の自由の保障】

法人の種類・法的性格	事件	政治献金の自由
株式会社	八幡製鉄事件	保障される
強制加入団体（税理士会）	南九州税理士会事件	保障されない

↑
判断を分けたのは、法人の法的性格（性質）の違い

政治献金の自由については、判例は、法人の性質によって異なった判断をしており、株式会社には政治献金の自由が保障されますが、強制加入団体である税理士会には保障されないと判断しています。

4. 公務員の人権

重要度★★

🔗[29-3]

公務員の人権については、政治活動の自由の制限（堀越事件）と、労働基本権の制限（全農林警職法事件）が特に問題となります。公務員の人権制限については後述します（21条、28条参照）。

5. 在監者の人権

重要度★

🔗[R2-3]

憲法が在監関係を認めていますので（18条、31条、34条）、この在監関係を維持するため、在監者※は一般国民と異なる制限に服する場合があります。しかし、その制限は、在監目的（拘禁と戒護※および受刑者の矯正教化）を達成するために必要最小限のものでなければなりません。

※在監者—刑事施設などに強制的に収容されている者。受刑者、未決勾留者など。
※戒護—逃亡、罪証隠滅、暴行、殺傷の防止、紀律維持など。

🔗判例を読む……………

よど号ハイジャック新聞記事抹消事件（最大判昭58. 6. 22） 重要度B

◆事案の概要

拘置所に勾留されていたXらは、私費で新聞を購読していましたが、拘置所長が、よど号ハイジャック事件に関する記事を塗りつぶした新聞を配付しました。そこで、Xらが、「知る権利」を侵害されたとして、国家賠償を求める訴えを提起した事件。

◆争点1 読書の自由の憲法上の位置づけ

⇒判旨

「新聞紙、図書等の**読書の自由**が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法19条の規定や、表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる……。」

◆争点2 在監者の閲読の自由の制限は、憲法に違反しないか。

⇒判旨

「未決勾留※により監獄に拘禁されている者の新聞紙、図書等の**閲読の自由**についても、**逃亡及び罪証隠滅の防止**という勾留の目的のためのほか…監獄内の規律及び秩序維持のために必要とされる場合にも、一定の制限が加えられることは、やむをえない」

※未決勾留－逃亡や罪証隠滅を防止するため、刑事事件の被疑者・被告人の身柄を拘束する刑事手続上の強制処分。

禁煙処分事件（最大判昭45.9.16） 重要度C

◆事案の概要

未決勾留中のXは、旧監獄法施行規則96条に基づき喫煙を禁止されました。そこで、Xが、禁煙処分によって精神的苦痛を被ったとして、国に対して国家賠償を求める訴えを提起した事件。

◆争点 在監者の喫煙の自由

⇒判旨

「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。……喫煙禁止という程度の自由の制限は、必要かつ合理的なものであると解するのが相当で……ある。」

6. 未成年者の人権

重要度★

未成年者は、心身の発達が未成熟であり、特に保護する必要があること、また、健全な育成を図るという目的から、人権が制限される場合があります。

未成年者の場合、成年者と異なって、心身ともに発達段階にありますし、判断も未熟ですから、成年者と同一に扱くと未成年者に不利益となる場合があります。そこで、未成年者の健全な成長のため、必要最小限度の措置であれば、国家が後見的立場から、未成年者自身の保護を目的として、人権制約を行うことも許されると一般に解されています。たとえば、財産・身分上の法定代理人の関与、喫煙や飲酒の禁止といった制約があります。

第2章

人権の限界

1. 公共の福祉

重要度★★★

📌[22-3、23-5]

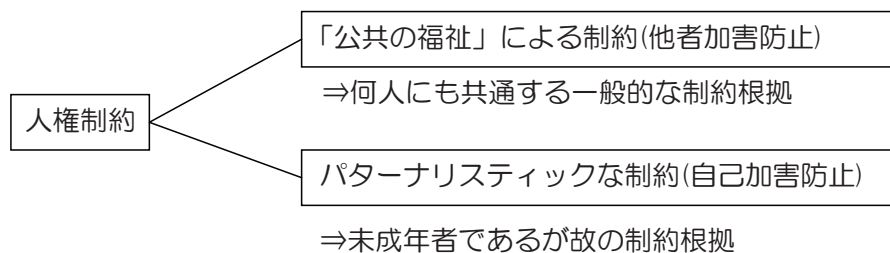
日本国憲法では、自然権思想（自然権＝人が生まれながらに与えられている権利）に基づいて、基本的人権を永久不可侵のものとして保障しています（11条、97条）。しかし、それは人権が絶対無制約だという意味ではありません。人権は個人に保障されるものですが、個人も社会との関係を見無視して生存することはできませんので、人権も他人の人権との関係で制約されます（たとえば、表現の自由が保障されていたとしても、他人に迷惑をかけ、その人権を侵害するような表現行為は許されないということです）。このような考え方を、「**公共の福祉**」による制約といいます。

日本国憲法は、各人権に個別的な制限を加えず、「公共の福祉」による制約があることを一般的に定めて（12条、13条）、人権に制約があることを明らかにしています。

「公共の福祉」とは、**人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理**で、**すべての人権に内在する制約**です。（一元的内在制約説）。

これに対して、未成年者に対する人権制約のように、国家が後見的立場から未成年者自身の保護を目的として人権制約を行うことは、後見的保護主義（パターンナリズム）に基づく制約すなわちパターンナリスティックな制約といいます。

■図表で整理



❖条文チェック！

＜第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕＞

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

2. 私人間効力

重要度★★

②[25-4、30-3]

1 憲法の私人間への適用

近代憲法は、国家からの自由を基調とします。人権規定は、公権力から国民の権利・自由を保護するものです。そのため、私人相互の法律関係については、人権規定は適用されず、私的自治の原則に委ねられると考えられてきました。

しかし、資本主義が進展するに伴って、国家権力に類似するほどの力を持った私的団体（ex. 企業、労働組合など）が生まれ、そのような私的団体によって国民の人権が脅威にさらされるようになりました。そこで、このような私的団体による国民の人権侵害に対しても、憲法を適用して国民の人権を保護する必要があるのではないかが問題とされるようになります。

この点について、憲法は社会的基本秩序を構成する規範で、公法※、私法※を通じた法秩序全体の基礎ですから、私人間にも直接適用されるとする直接適用説や、反対に、憲法は公法に属し、もっぱら国の権力的作用を規制するものだから、私法が規制する領域とは無関係で、私人間には適用されないとする無効力説があります。しかし、判例・通説は**間接適用説（私人間において憲法の人権規定は直接適用されませんが、私人間においては、私法の一般条項に憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用する考え方）**を採用しています。私人間には私的自治の原則※があります。したがって、対公権力のものである憲法による基本的人権の保障を、私人間に直接適用すべきではありませんし、社会的権力からの人権侵害に対しては、私法の一般条項に憲法の趣旨を取り込んで解釈すれば保護を図ることができることを根拠としています。

※公法－国家・公共団体の内部関係および国家・公共団体と私人との関係を規律する法（ex. 憲法、行政法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法など）。

※私法－私人相互の関係を規律する法（ex. 民法、商法など）。

※私的自治の原則－個人の私法関係を、その個人の意思によって自由に規律させる原則。

2 間接適用説（判例・通説）

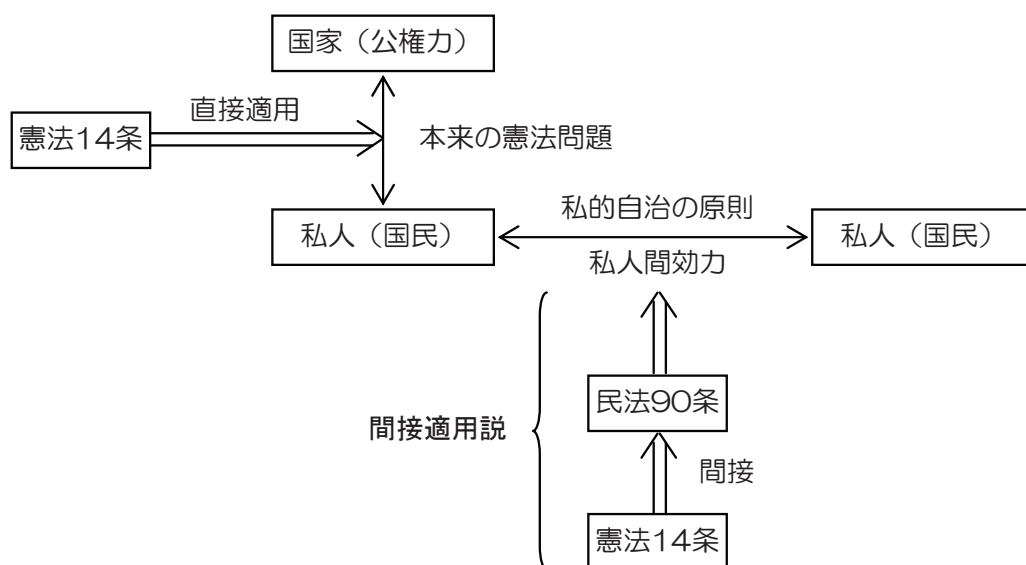
私法の一般条項※（民法90条※等）に、憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用することによって、**間接的に私人間の行為を規律する（通説・判例）**（たとえば、憲法14条で性別による差別が禁じられているから、女性を差別した内容の雇用契約は、公序良俗に反していると判断して、民法90条で無効にする）という考え方です。

もっとも、間接適用説を前提にしても、憲法15条4項（投票の秘密）、18条（奴隷的拘束・苦役からの自由）、27条3項（児童酷使の禁止）、28条（労働基本権）のように、個々の人権規定の趣旨、目的ないし法文から考えて、私人間に直接適用される人権規定もあります。

※一般条項－通常法律の条文は要件と効果から成り立つ具体的なものとなっていますが、場合によっては、「公の秩序・善良の風俗」などのように抽象的・包括的な表現で記述されることもあり、そのような条項を一般条項といいます。民法90条が代表的な私法の一般条項です。

※民法90条－公の秩序または善良の風俗（公序良俗）に反する法律行為は、無効となります。

■ 図表で整理【憲法の適用関係】



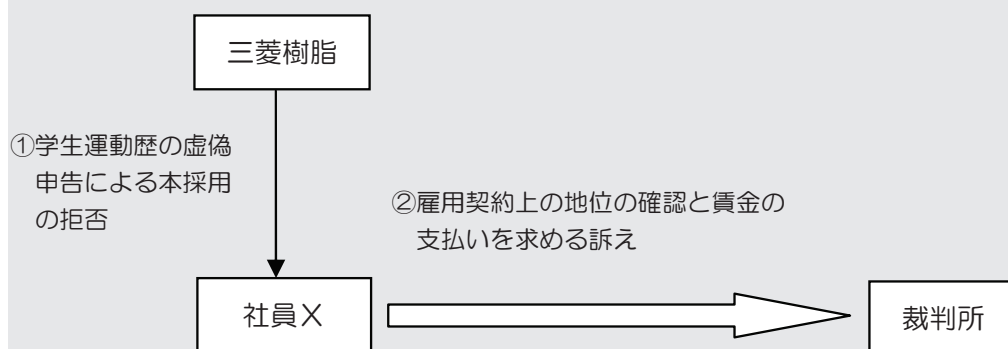
判例を読む

三菱樹脂事件（最大判昭48. 12. 12） 重要度 A

◆事案の概要

大学卒業と同時に三菱樹脂株式会社に入社したXは、学生運動歴等についての虚偽申告を理由に、3か月の試用期間満了とともに本採用拒否の告知を受けました。これを不服としたXは、雇用契約上の地位の確認と賃金の支払いを求める訴えを提起した事件。

◆法律関係図



◆争点1 私人間に人権規定は適用されるか。

⇒判旨

「憲法19条、14条の規定は、……もっぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。……私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、……場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、……適切な調整を図る方途も存するのである。」

◆争点2 思想・信条を理由として企業が雇用を拒否することは許されるか。

⇒判旨

「憲法は、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、……企業者は、……経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、……いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、……原則として自由にこれを決定することができるのであつて、**企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないのである。**」

◆争点3 企業が労働者の思想・信条を調査し、その者から申告を求めることは適法か。

⇒判旨

「企業者が雇傭の自由を有し、思想、信条を理由として雇入れを拒んでもこれを目して違法とすることができない以上、企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、これを法律上禁止された違法行為とすべき理由はない。」

日産自動車事件（最判昭56.3.24） 重要度A

◆事案の概要

日産自動車では、就業規則※で女性の定年年齢を男性より低く定めていた。この規定に基づき定年退職を命じられた女性Xらが、雇用関係の存続の確認を求めて訴えを提起した。

◆争点 就業規則で男女別定年制を定めることは、憲法14条に違反しないのか。

⇒判旨

「就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、**性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効である…**（憲法14条1項、民法2条参照）。」

※就業規則—使用者が、労働者の就業上守るべき規律や事業場における労働条件などを定めたもの。

昭和女子大事件（最判昭49.7.19） 重要度C

◆事案の概要

私立大学Yの学生Xらがその学則たる「生活要録」に反して政治活動を行ったため、Yは、Xを退学処分しました。Xらはこれに対して身分確認訴訟を提起した事件。

◆争点 私人間に人権規定は適用されるか。

⇒判旨

「憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であつて、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、**私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでない……**。」（結論として退学処分は違法ではないと判断されています）

百里基地訴訟（最判平元.6.20） 重要度C

◆事案の概要

Xは、基地反対派町長Yの使用人Aと、X所有土地の売買契約を締結しました。しかし、Xは、Aの債務不履行を理由に売買契約を解除し、自衛隊基地用地として国に売却しました。Xおよび国は、Aと実質的な買主Yに対し、所有権確認の訴えなどの民事訴訟を提起した事件。

◆争点 民法上の行為に憲法9条が適用されるか。

⇒判旨

「憲法9条は……民法上の行為に対しては直接適用されるものではない……国が行政の主体としてでなく私人と対等の立場に立って、私人との間で個々の間に締結する民法上の契約は、当該契約がその成立の経緯及び内容において実質的にみて公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法9条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする民法の適用を受けるにすぎない……。〔……自衛隊の基地建設を目的ないし動機として締結された本件売買契約が、その民法上の契約としての効力を否定されるような行為であったとはいえない。〕」

第3章

人権の分類

重要度★

[27-4]
■図表で整理

包括的基本権	幸福追求権（13条） 平等権（14条）	
自由権*	精神的自由	思想・良心の自由（19条） 信教の自由（20条） 表現の自由（21条） 学問の自由（23条）
	経済的自由	職業選択の自由（22条） 財産権（29条）
	人身の自由	基本原則（18条、31条） 被疑者・被告人の権利（33条～39条）
受益権*	請願権（16条） 裁判を受ける権利（32条） 国家賠償請求権（17条） 刑事補償請求権（40条）	
参政権*	公務員選定罷免権（15条）	
社会権*	生存権（25条） 教育を受ける権利（26条） 勤労の権利（27条） 労働基本権（28条）	

※自由権－国家の個人領域への権力的な介入を排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権。
※受益権－国家の積極的な行為を要求し、国家の制度の利用を求める権利。国務請求権ともいう。
※参政権－国民が政治に参加する権利。
※社会権－個人の生存や生活に必要な諸条件の確保を国家に要求する権利。

第3章
人権の分類

第4章

幸福追求権と法の下の平等

1. 幸福追求権

重要度★★★

●[19-3、23-3、26-3、27-3、28-4、R3-4]

❖条文チェック！

＜第13条〔個人の尊重と幸福追求権〕＞

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

13条の規定は、社会の変革に伴って、個人の人格的生存に不可欠と考えられる基本的な権利が生じた場合に、その権利を憲法上保障された人権と解する根拠となる一般的かつ包括的な規定です。

幸福追求権の内容について、個人の人格的生存に必要不可欠な行為を行う自由を保障するものと解する見解（人格的利益説）や、他者を害しないあらゆる行為の自由を保障するものと解する見解（一般的行為説）があります。

たとえば、肖像権、プライバシー権、自己決定権などは、憲法に明文の規定は置かれていませんが、憲法13条を根拠に導き出された新しい人権といえます。

肖像権は、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由のことです。

プライバシー権は、私生活をみだりに公開されない権利のことですが、広い意味では自己に関する情報をコントロールする権利まで含みます。

自己決定権は、個人が、一定の私的事項について、公権力による干渉を受けずに自ら決定する権利のことです。

1

肖像権

容ぼう等のみだりに撮影されない自由（いわゆる肖像権）は、憲法13条によって保障されるものと解されています。肖像権に関しては、公共の福祉の観点から、警察官による無断撮影を許容した判例があります。

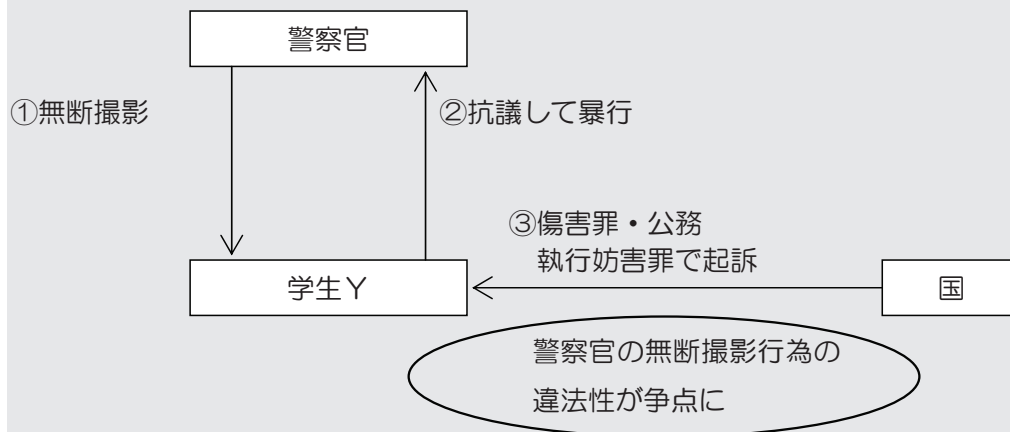
判例を読む

京都府学連事件（最大判昭44.12.24） 重要度 A

◆事案の概要

学生Yが京都府学連主催のデモ行進に参加し行進中、行進の仕方が許可条件に反すると判断した警察官が、状況等の確認のためデモ隊を写真撮影しました。Yは、これに抗議して、警察官に傷害を与えたので、傷害および公務執行妨害罪で起訴されました。

◆法律関係図



◆争点1 肖像権は、憲法上の人権として保障されるか。

⇒判旨

「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有する……。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受ける。」

◆争点2 警察官による無断撮影は許されるか。

⇒判旨

「次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。すなわち、^①現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であって、しかも^②証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に^③許容される限度をこえない相当な方法をもって行なわれるときである。」

◆争点3 第三者の容貌が含まれていても許容されるか。

⇒判旨

「警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうる。」

プライバシーの権利について、通説的見解では、「個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせない権利」「私生活をみだりに公開されない権利」という消極的側面とならんで、「自己に関する情報をコントロールする権利」という積極的側面まで含むと解されています。

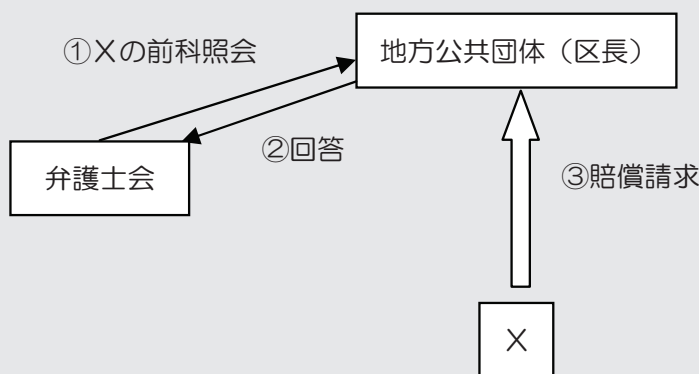
具体的には、前科を公表されない権利、指紋押なつを強制されない権利、氏名や連絡先等の個人情報などについて判例上争われたことがあり、いずれも法的保護の対象となると判断されています。

前科照会事件（最判昭56. 4. 14） 重要度B

◆事案の概要

Xは、政令指定都市の区長が弁護士会からの前科照会に応じたことにより、前科を公表された。そこで、Xは、区長の行為を過失による公権力の行使であるとして、国家賠償を求める訴えを提起した。

◆法律関係図



◆争点 前科等を公表されないという利益は、法律上の保護に値するか。

⇒判旨

「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、**前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する**のであって、…市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる……。」

ノンフィクション「逆転」事件（最判平6. 2. 8） 重要度B

◆事案の概要

Xは、傷害事件で実刑判決を受けた後、就職・結婚して平穏な生活をしていましたが、Yが執筆したノンフィクション小説「逆転」で実名を掲載され、前科が公表されました。そこで、XがYに対して、プライバシー侵害を理由に損害賠償を求める訴えを提起した事件。

◆争点 ノンフィクション小説により前科を公表された者は精神的苦痛の賠償を請求することができるか。

⇒判旨

「前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、**前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるもの**といわなければならない。」

外国人指紋押なつ拒否事件（最判平7.12.15） 重要度 A

◆事案の概要

日系アメリカ人が、外国人登録原票、登録証明書等に指紋の押なつをしなかったため、旧外国人登録法に違反したとして起訴された事件。

◆争点1 指紋はプライバシーとして保護される情報か。

⇒判旨

「指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。」

◆争点2 指紋押なつを強制されない自由は、憲法13条で保障されるか。

⇒判旨

「個人の私生活上の自由の一つとして、**何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するもの**というべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条（憲法13条）の趣旨に反して許され」ない。

◆争点3 指紋押なつを強制されない自由は外国人にも保障されるか。

⇒判旨

「右の自由の保障は我が国に在留する**外国人にも等しく及び**……。しかしながら、右の自由も、……**公共の福祉**のため必要がある場合には相当の制限を受ける……。」

◆争点4 指紋押なつ制度は憲法13条に違反しないか。

⇒判旨

「外国人登録法が定める在留外国人についての**指紋押なつ制度**……は、……その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定できるものである。……方法としても、一般的に許容される限度を超えない相当なものであったと認められる。」

早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件（最判平15.9.12） 重要度B

◆事案の概要

早稲田大学は、学内で江沢民（当時の中国国家主席）の講演会を開催することを計画して学生の参加を募り、参加を申し込む学生に対し、参加者名簿に学籍番号、氏名、住所及び電話番号を記載させました。大学は、講演会の警備に当たる警視庁の要請により、講演会の開催前に本件名簿を参加希望者の同意を得ないまま警視庁に提出しました。そのため、参加希望者Xがプライバシーを侵害されたとして、大学に対して不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟を提起した事件。

◆争点1 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号は学生のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるか。

⇒判旨

「学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、**秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない**。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないを考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件**個人情報**は、**Xらのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる**というべきである。」

◆争点2 大学が参加希望者に無断で本件名簿を警察に開示した行為は不法行為を構成するか。

⇒判旨

「早稲田大学は、Xらの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、……Xらに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、Xらが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、Xらの**プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する**」

住基ネット訴訟（最判平20.3.6） 重要度C

◆事案の概要

Xらは、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）によりXらの個人情報を収集、管理または利用することは、憲法13条の保障するXらのプライバシー権その他の人格権を違法に侵害するものであるなどと主張して、Xらの住民基本台帳を保管するYに対し、上記の人格権に基づく妨害排除請求として、住民基本台帳からXらの住民票コードを削除するよう求めた事件。

◆争点 行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、憲法13条により保障された自由を侵害するか。

⇒判旨

「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る4情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎない。このうち4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。……行政機関が住基ネットにより住民であるXらの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではないと解するのが相当である。」

長良川事件報道訴訟（最判平15.3.14） 重要度C

◆事案の概要

殺人、強盗殺人、死体遺棄等の4つの事件により起訴され、刑事裁判を受けている少年Xが、その事件の経緯や少年の家族関係に関する記事を仮名を用いて週刊誌に掲載した雑誌社Yを相手に、名誉毀損、プライバシー侵害を理由として、不法行為に基づく損害賠償を求めて訴えを提起した事件。

◆争点1 少年法61条が禁止しているいわゆる推知報道に当たるか否かの判断基準。

⇒判旨

「少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきところ、本件記事は、Xについて、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が記載されているものの、Xと特定するに足りる事項の記載はないから、Xと面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、Xが当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない。」

◆争点2 本件記事の掲載は、不法行為となるか。

⇒判旨

「本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれもXの名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する情報であるというべきである。本件記事がXの名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によってYに不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきものである。」

プライバシーの権利は、私法上、他者の侵害から私的領域を防御するという性格をもちます。これに対して、自己決定権についても、私法上、社会的な共同生活の中で生じる問題を取り扱うこともあります。たとえば、修徳高校パーマ退学事件（最判平8.7.18）では、普通自動車運転免許の取得を制限しパーマをかけることを禁止する校則に違反するなどした私立高等学校の生徒に対する自主退学勧告の違法性が問題となりました。

工ホバの証人輸血拒否事件（最判平12.2.29） 重要度C

◆事案の概要

信仰上の理由から輸血拒否の信念を有していたXは、手術前に、いかなる事態となっても輸血を拒否する旨の意思表示をしていましたが、病院Aならびに担当医師Yは、輸血以外の手段がなければ輸血する方針を採っていたものの、Xにはそれを説明しないで手術をして輸血を行った。そこで、Xは、精神的損害を被ったとして、損害賠償を求める訴えを提起した事件。

◆争点 宗教上の信念に基づく輸血拒否の意思決定権は、憲法上保障されるか。

⇒判旨

「患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。そして、患者が、宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができると期待して病院に入院したことを医師らが知っていたなど本件の事実関係の下では、医師らは、手術の際に輸血以外には救命手段がない事態が生ずる可能性を否定し難いと判断した場合には、患者に対し、病院としてはそのような事態に至ったときには輸血するとの方針を採っていることを説明して、病院への入院を継続した上、医師らの下で本件手術を受けるか否かを患者自身の意思決定にゆだねるべきであったと解するのが相当である。」

2. 法の下での平等

重要度★★★★

☞[22-4、24-6、25-3、26-5、28-7、R1-4、R1-5]

❖条文チェック！

＜第14条〔法の下での平等、貴族の禁止、栄典〕＞

1 項

すべて国民は、**法の下に平等**であつて、人種、信条※、性別、**社会的身分**※又は門地※により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別されない**。

2 項

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 項

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

※信条－宗教上の信仰や、思想上・政治上の主義、世界観のこと。
※社会的身分－人が社会において占める継続的な地位。
※門地－家系・血統などの家柄のこと。